

改正

平成17年7月1日規則第186号

平成26年3月20日規則第21号

令和3年3月31日規則第26号

新潟市山の下みなとタワー展望展示室条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市山の下みなとタワー展望展示室条例（平成14年新潟市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(利用の許可申請等)

第3条 条例第3条第1項の許可を受けようとするものは、別記様式第1号による利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する利用許可申請書は、利用日の15日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

3 条例第3条第2項の規定により、利用の許可を受けた事項を変更しようとするもの又は条例第5条の規定により、利用の取止めの申出をしようとするものは、別記様式第2号による利用変更許可申請書兼取止申出書を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第4条 市長は、条例第3条第1項の許可をする場合は、別記様式第3号による利用許可書を交付する。

2 市長は、条例第3条第2項の許可をする場合は、別記様式第4号による利用変更許可書を交付する。

(許可書の提示)

第5条 条例第3条第1項又は第2項の許可を受けたもの（以下「許可利用者」という。）は、新潟市山の下みなとタワー展望展示室（以下「展望展示室」という。）の管理員から請求があった場合は、その利用許可書（変更の許可を受けたものにあつては利用変更許可書）を管理員に提示しなければならない。

(届出)

第6条 展望展示室を利用するもの（以下「利用者」という。）は、次の各号の一に該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 条例第3条第1項又は第2項の許可に係る利用（以下「許可利用」という。）を終了した場合
- (2) 展望展示室の施設若しくは設備又は展示物を破損し、汚損し、又は亡失した場合
- (3) 展望展示室において災害その他事故が発生した場合
(原状回復)

第7条 利用者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 許可利用を終了した場合
- (2) 利用の許可を取り消された場合
- (3) 行為の中止を命ぜられた場合
- (4) 展望展示室からの退去を命ぜられた場合
(使用料の免除)

第8条 条例第10条に規定する規則で定める特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表右欄に定めるところにより使用料を免除することができる。

特別の理由		免除する額
1	市が主催する事業に利用する場合	全額
2	公共的な団体が、直接公共の利益の用に供するために利用する場合	全額
3	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第10条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第5号による使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第6号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第11条ただし書に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表右欄に定めるところにより使用料を還付するものとする。

特別の理由		還付する額
1	許可利用者がその責めに帰すことができない理由によ	使用料の額に相当する額

	って利用できなかった場合	
2	許可利用者がその利用開始日の15日前までに利用の取 止めの申出をした場合	
3	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第7号による使用料還付申請書を速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第8号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。
(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年5月19日から施行する。

附 則 (平成17年規則第186号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年規則第21号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号(第3条関係)
別記様式第1号(第3条関係)

新潟市山の下みなとタワー展望展示室利用許可申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住 所
 団体名
 氏 名
 電 話

下記のとおり利用をしたいので、関係書類を添えて申請します。

1 利 用 目 的 及 び 内 容	
2 利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 添 付 書 類	1 平面図 2 計画書 3 その他()
4 そ の 他	
5 使 用 料	

注 太線の中だけ記入してください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。					処 理 欄	受 付:	年 月 日
決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係		起 案:	年 月 日
						決 裁:	年 月 日
						許 可:	年 月 日
備考						許可番号:	第 号

別記様式第5号(第8条関係)
別記様式第5号(第8条関係)

新潟市山の下みなとタワー展望展示室使用料免除申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住 所
 団体名
 氏 名
 電 話

下記のとおり使用料の免除を受けたいので申請します。

利 用 目 的 及 び 内 容			
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考			
免 除 申 請 理 由	<input type="checkbox"/> 市の主催・共催事業 (全額)	使用料	円
	<input type="checkbox"/> 公共的な団体 (全額)	免除額	円
	<input type="checkbox"/> その他 ()	納付額	円

注1 太線の中だけ記入してください。
2 免除申請理由の□にレ印を付けてください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。					処 理 欄	受 付：	年 月 日
決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係		起 案：	年 月 日
						決 裁：	年 月 日
備考						通 知：	年 月 日
						通 知 番 号：	第 号
						納 付 額：	円

別記様式第7号 (第9条関係)
別記様式第7号(第9条関係)

新潟市山の下みなとタワー展望展示室使用料還付申請書

年 月 日

(宛先)新潟市長

申請者 住 所
 団体名
 氏 名
 電 話

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

利 用 許 可 日	年 月 日	利 用 許 可 番 号	第 号
納 付 日	年 月 日	納 付 済 額	円
		還 付 申 請 額	円
利用を変更し、又は 取り止めた理由			

注 太線の中だけ記入してください。

上記のとおり使用料を還付してよろしいでしょうか。					処 理 欄	受 付 :	年 月 日
決 裁	課 長	課長補佐	係 長	係		起 案 :	年 月 日
						決 裁 :	年 月 日
還付の理由						通 知 :	年 月 日
						通知番号 :	第 号
						納付済額 :	円
						還 付 額 :	円

